

**前回(第25回)町田リサイクル文化センター周辺地区連絡会  
書面開催資料への質疑回答について**

- ・ 前回資料3「運営協議会の設置に関する所掌事項、組織等の記載事項（案）」  
についてのご意見
- ・ 前回資料4「専門委員会の設置に関する所掌事項、組織等の記載事項（案）」  
についてのご意見
- ・ 其他のご意見

前回資料3「運営協議会の設置に関する所掌事項、組織等の記載事項（案）」についてのご意見		
No	質疑	回答
1	(設置) 第1条「協定書の適正な運用と施設の円滑な運用」の前に、本質的な目的である“周辺住民の健康及び安全を確保するとともにバイオエネルギーセンター周辺地域の生活環境の保全”等を明記すべき。	ご意見を踏まえ、以下のように追記いたします。 第1条 町田市バイオエネルギーセンター環境保全協定書（以下「協定書」という）第16条の規定に基づき、 <u>地域住民の健康及び安全の確保、地域の環境の保全、協定書の適正な運用と施設の円滑な運営を図ることを目的とし、市民との相互理解を深め、緊密な連携のもとに協議するため、町田市バイオエネルギーセンター運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</u>
2	(設置) 第1条について、地域住民の代表からなる運営協議会であり、環境保全協定書との整合を考えたも具体的に「地域住民の安全・安心の確保と地域環境の保全及び施設の円滑な…」とした方が市民に運営協議会の役割を理解していただけると思う。	
3	(設置) 第1条について、資料2の意見に賛成です。 3行目から4行目にかけて文言の追記をお願いします。 「地域住民の安全・安心の確保を地域住民の健康・安全・安心の確保に」	
4	(所掌事項) 第2条は ①自主規制値超過時を追加すべき。 ②損害賠償についても概略説明すべき。（請求原因や交渉状況など）	①表現が多少異なりますが（2）項により、自主規制値超過時（すなわち自主規制値が遵守できなかった時）には協議会がその報告を受けることになっております。 ②損害賠償に関しては、それに至った原因となる事故等の事実については協議会で報告いたしますので、以下のように追加いたします。 <u>第2条（9）損害賠償に関すること（協定書：第15条）</u>
5	(所掌事項) 第2条（1）の追加 「排ガス・臭気等の測定結果及バイオエネルギーセンターの稼働状況・運営状況等情報公開に関すること（協定書10条）」	ご意見を踏まえ、以下のように追記いたします。 第2条（1）「年間ごみ処理計画及び年間ごみ処理実績、 <u>稼働状況・運営状況等の情報公開</u> に関すること。（協定書10条）」
第24回 No5	(所掌事項) 第2条（2）「自主規制値超過時の措置（環境保全協定13条）」を追加してください。	No.4①同様です。 なお、協定書の13条の文言を以下のように追加します。 第2条（2） 排ガス・臭気等の測定値、自主規制値の遵守状況に関すること（協定書：第7、8、9、 <u>13条</u> ）
第24回 No7	(所掌事項) 第2条（9）専門委員による“報告”とし、専門委員が運営協議会で報告し、質疑が行われるように訂正してください。	運営協議会委員からの質疑事項については、専門委員会のメンバーになっている協議会の代表者（2名）を通じてご確認いただくこととなります。
6	(組織) 第3条は、会長あるいは会長が指名した者と明記すべき。	ご意見を踏まえ、以下のように追記いたします。 3条（1）「町田市バイオエネルギーセンター周辺の町内会・自治会の会長 <u>または会長が委任する者</u> 15人以内」

前回資料3「運営協議会の設置に関する所掌事項、組織等の記載事項（案）」についてのご意見		
No	質疑	回答
7	<p>(組織)</p> <p>第3条(1)について</p> <p>①「町田市バイオエネルギーセンター周辺の町内会・自治会」について定義する必要があるのではないか。</p> <p>②「会長」→「代表者」にした方が良いのではないか。</p>	<p>①ご意見を踏まえ、以下のように追記いたします。</p> <p>第3条(1)…町内会・自治会の会長または会長が委任する者15人以内。<u>町内会・自治会は下記のとおりとする。</u></p> <p>(下記の箇所には、町内会・自治会名を列挙する。)</p> <p>②上記No.6に回答したように、会長が委任した者を追加いたします。</p>
8	<p>(組織)</p> <p>第3条 協議会は「下記で定めた」委員を…の「」のところを「次に定める」または「次の」のように規定の整備をお願いします。なお、専門委員会第3条では「次の」になっています。</p>	<p>ご意見の通り、以下のように修正いたします。</p> <p>第3条 協議会は、<u>次の委員</u>をもって組織する。</p>
9	<p>(会長及び副会長)</p> <p>第4条は「定める」→「選出する」に修正して良かったと思う。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p>
10	<p>(会長及び副会長)</p> <p>4条について、任期は1年で4-1で「会長・副会長を選出する」とあるが、年のいつごろ(〇月〇日の会長の中で)ということを決めておけば、町会は4月末ごろで総会が終了し、会長も決定します。</p>	<p>各町内会・自治会により任期が異なるため、敢えて「〇月〇日」と規定はせずに、運営委員会の会長・副会長が町内会長・自治会長の任を解かれた際に都度再選出することにしております。</p>
11	<p>(任期)</p> <p>第5条について、町会・自治会により会長任期が違うが、それぞれの会長任期と連動していただいて良かったと思う。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p>
12	<p>(会議)</p> <p>第6条は「会長または委員の過半数の要求があった場合」も追加すべき。</p>	<p>ご意見を踏まえ、以下のように修正いたします。</p> <p>第6条第2項 臨時の協議会は、<u>会長または委員の過半数の要求に応じて開催する。</u></p>
13	<p>(会議)</p> <p>運営協議会 第6条 3では 協議会は、公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、協議会に諮り、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。</p> <p>一方、専門委員会 第6条第3項では 専門委員会の会議は、公開とする。ただし、委員長が必要と認めるときは、会議に諮り、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。</p> <p>どちらかの規定(「会議」部分)に合わせ整備をお願いします。</p>	<p>ご意見を踏まえ、以下のように修正いたします。</p> <p>協議会は、公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、協議会に諮り、協議会の全部又は一部を非公開とすることができる。</p> <p>なお、これに合わせ、専門委員会の所掌事項、組織等の記載事項(案)の第6条第3項も以下のように修正いたします。</p> <p><u>専門委員会は、公開とする。ただし、委員長が必要と認めるときは、委員会に諮り、委員会の全部又は一部を非公開とすることができる。</u></p>
14	<p>(アドバイザー)</p> <p>第7条について、運営協議会の求めていつでもアドバイザーを置くことができると納得した。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p>
15	<p>運営協議会は稼働後30年位は機能すべきもので、地元との関係からきわめて重要で、やはりきちんと“規則”として定めてください。</p>	<p>対面での連絡会の際に説明させていただきます。</p>

前回資料3「運営協議会の設置に関する所掌事項、組織等の記載事項（案）」についてのご意見

No	質疑	回答
16	<p>設置要領の取扱いについて、9月までに策定とあるので、とにかく対面での協議を早々に行ってほしい。そのときに協議がスムーズにいくように規則、要綱、要領のメリット、デメリットを整理した資料を準備してほしい。</p>	<p>対面での連絡会の際に資料を用いて説明させていただきます。</p>
17	<p>要綱、要領は、部内で変更が容易にできると思うが、この内容を変更しようとするときの手続きはどのように考えているのか。</p>	<p>第10条に則り、変更の際には会長が運営協議会の会議に諮り決定されます。</p>
18	<p>広辞苑で調べた所                      要領：物事をうまく処理する手順やこつ                      要綱：地方公共団体が行政指導の際の準則として定める内部規範・住民に対して法的拘束力を持たない                      規則：都道府県知事・市町村長がその権限に属する事務に関して制定する法規範=条例                      この様な事ですので、前の連絡会で示された規則で決定される事を望みます。</p>	<p>対面での連絡会の際に説明させていただきます。</p>

前回資料4「専門委員会の設置に関する所掌事項、組織等の記載事項（案）」についてのご意見		
No	質疑	回答
1	(所掌事項) 第2条(1)に生活環境の保全の文言を追記することを提案します。	ご意見を踏まえ、以下のように修正いたします。 第2条(1)施設の稼働に伴う地域住民の健康及び生活環境への被害の防止に関すること
2	(組織) 第3条の「専門委員会の設置に関する所掌事項、組織等の記載事項（案）」とは何ですか。出来れば一度見せてください。またこの中で懇談会との位置づけとありますが、じっくりきません。メンバーに運営協議会会長及び副会長と必ずしてください。	「専門委員会の設置に関する所掌事項、組織等の記載事項（案）」は、第25回連絡会の資料4になります。 じっくりこない箇所については、対面での連絡会の際にご説明ください。 メンバーは以下のように運営協議会副会長を追加いたします。 第3条(2) <u>運営協議会会長及び運営協議会副会長</u>
3	(組織) 第3条(2)協議会会長のみですと、長期の検討時、会長に任期切れが来て、会長が入れ替るので、協議会副会長も委員のメンバーにしたらどうか。	ご意見を踏まえ、メンバーに運営協議会副会長を追加いたします。
4	(委員長及び副委員長) 第4条について ①上記の「協議会委員の中から…」の部分がよく理解できない。専門委員の中から…では。 ②専門委員会へは、協議会の副会長も委員参加としてほしいとの要望に賛成する。	①委員長・副委員長は専門委員会の委員から選出します。(第4条第1項に記載) ②ご意見を踏まえ、メンバーに運営協議会副会長を追加いたします。
5	(任期) 第5条について、協議会会長については役職の任期と同じとして良いと思う。	ご意見ありがとうございます。
6	(会議) 第6条 必要に応じて開催ではなく第7条に開催事項がありますから、整合性をとってください。(“必要に応じ”は不要?)	ご意見を踏まえ、協議会の記載事項(案)に合わせるように項目の移動及び統合をいたします(第6条第1、2、3項を第6条第2、3、4項とし、第6条第1項に第7条を移動させるように修正します)。
7	(開催) 第7条において “重大事故が発生したとき”も明記すべき。 “運営協議会から要請があったとき”も追加していただきたい。 これも運営協議会と同様に規則とすべき。	ご意見を踏まえ、以下のように修正いたします。 (2) <u>重大事故を含む施設稼働状況に関する重大な事項</u> 第7条 専門委員会は、 <u>運営協議会委員の過半数の要求または、協定書第17条第2項に基づき</u> 、次の各号が発生または発生する恐れがある場合に開催する。 規則で定めるかどうかは、対面での連絡会の際に説明させていただきます。

前回資料4「専門委員会の設置に関する所掌事項、組織等の記載事項（案）」についてのご意見

No	質疑	回答
8	<p>(開催) 第7条(1)に生活環境の保全の文言を追記することを提案します。</p>	<p>ご意見を踏まえ、以下のように修正いたします。</p> <p>第2条(1)施設の稼働に伴う地域住民の健康及び生活環境への被害の防止に関すること (No.1と同内容)</p>
9	<p>協議会から専門委員長に専門委員会の開催の要求ができるものなのかどうかについて見解は。</p>	<p>ご意見を踏まえ、以下のように修正いたします。</p> <p>第7条 専門委員会は、<u>運営協議会委員の過半数</u>の要求または、協定書第17条第2項に基づき、次の各号が発生または発生する恐れがある場合に開催する。 (No.7の一部と同内容)</p>
10	<p>専門委員の専門領域を規定しておく必要はないか。</p>	<p>学識経験者は「専門委員会の設置に関する所掌事項、組織等の記載事項（案）」第2条を踏まえて、医療、環境、施設（廃棄物処理）に関する学識経験者を考えてますが、状況に応じて適任者を選定することを可能とするため、専門領域についての具体的な記載はしていません。</p>
11	<p>委員長および副委員長に協議会会長はなれるのか。 なれないなら、その記述が必要ではないでしょうか。</p>	<p>第3条に「専門委員会は、次の委員をもって組織する。 (1) 学識経験者 (2) 協議会会長 (3) その他、専門委員会が認める者」とあり、第4条により、委員の中から委員長・副委員長を選出します。そのため、委員長・副委員長に協議会会長はなることは可能です。</p>

その他のご意見		
No	質疑	回答
1	以上なるべく早い機会に対面で話し合いを行ってください。	次回の対面の連絡会は7月頃に開催を予定しています。
2	コロナ禍の中、施設稼働まで1年を切りました。まだ残っている課題も多く心配しています。	対面の連絡会にて、残っている課題を解決していくようにいたします。
3	他の自治体のごみの受入について 協定書では、ごみの受け入れについては、「事前に乙に通知する」とあるが、運営協議会では単に知らせを受けて、承認するだけなのか、協議はしないのか。	他の自治体のごみの受入に際しては、事前に運営協議会にて内容をご説明させていただきます。 なお、町田市でごみ処理が行えなくなった場合には、他の自治体にごみ処理をお願いすることになるため、他の自治体からごみ処理支援の要請があった場合は、原則引受けたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。 (宮城県大崎市の災害廃棄物の受入(2020年)につきましても、事前に地区連絡会にてご説明させていただきました。)
4	町田市バイオエネルギーセンター環境保全協定書について p2の他の自治体のごみ受入れにおいて、事前に乙に「通知」とありますが、通知するとは自治会は知っておいて”反対は出来ませんよ”という事ですか。	(No.3と同内容)
5	町田市バイオエネルギーセンター環境保全協定書について p2の(3)ごみ運搬車両については低公害車の導入に努めるを ・低公害であることにして下さい ・周辺自治体からの運搬車についても効力を持つ様にして下さい	直ちに全ての車両を低公害車に変更することは難しいですが、ご意見を踏まえ今後、更なる低公害車への移行に務めてまいります。
6	協議会や専門委員会は基本的に公開となっていますが、会議の状況(資料や議事録)の情報公開はどうなっていますか。(HP上では?)	協議会や専門委員会の会議は、地区連絡会と同様、資料と議事録を町田市バイオエネルギーセンターのホームページで公開する予定です。
7	地震等でバイオエネルギーセンターが停止した場合 町田市、運営委員会、専門委員会はどの様な順序で、どの様な動きをするのでしょうか。	別添資料：「第25回町田リサイクル文化センター地区連絡会その他のご意見 質疑No.7への回答資料」参照。